

各位

2003年8月吉日
東京中小企業家同友会
代表理事 井上 弘
代表理事 後藤せき子
副代表理事 三宅 一男
政策部長 村松 誠

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 3-39-14 大塚南ビル 2 階
電話 03-5953-5671 FAX03-5953-5672

2004年度東京都中小企業関係予算政策提言 (第1次要望)

[はじめに]

私ども東京中小企業家同友会(会員数2000人〔企業経営者〕、平均規模・約30名〔従業員数〕・約2000万円〔資本金])は、昭和32年設立以来、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境を是正することに努めてきました。その一環として1974年以降毎年、東京都への要望と政策を東京都及び都議会各党にお伝えし、相互理解と要望の実現を積み重ねてまいりました。

当会の同友会景況調査(DOR)2003年4~6月期によれば、中小企業の景況は「好転みせるも、先行き楽観できず」との見通しを示しています。業況判断DI(「好転」-「悪化」企業割合、前年同期比)では、前期より 22 18と水面下で4ポイントの上昇をみせていますが、この好転は流通・商業、サービス業といった非製造業主導であり、製造業はマイナス幅を拡大させています。景気持ち直しの動きのなかで、中小企業景況に関しては先行きは楽観できない状況にあります。

私たちはこのような厳しい状況にあっても、経営指針(経営理念、経営戦略、経営計画)を明確にし、新たな仕事づくりと雇用の維持に努めていますが、そのような中小企業の経営努力が実を結び、ひいては東京経済の活性化に貢献できるような施策の充実を強く希望するものです。

今年度はこれまでの要望内容に加え、「中小企業立国」日本をめざした中小企業政策の理念・ビジョンの確立を、デフレ対策と景気回復最優先の政策推進を、産学官交流を通じた東京の地域的・広域的ネットワークの確立を、などについて重点項目を絞り要望に加えさせていただきました。

関係各位のご協力、ご支援を心から切望致します。

1、「中小企業立国」日本をめざした中小企業政策の理念・ビジョンの確立を

東京は政治経済の中心であるとともに、28万社を擁する中小企業の街であり、同時に1200万人を包み込む大都市です。

しかし、今日の東京の地域と産業は危機に瀕しています。直面する危機を打開し、21世紀に新たな市場・産業の創出をすすめる、持続可能な経済発展を遂げるために、短期的対策ではなく長期的な視点にたった新しい産業政策のビジョン・理念の確立が求められます。平成11年に12月に改正された中小企業基本法では「地方公共団体は、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する(第6条)」と規定しています。

世界的な流れから見ても、21世紀の世界経済の行方は中小企業の動向に大きな期待がかけられています。OECD及びECは2000年に「中小企業憲章」「欧州(中)小企業憲章」を採択し、21世紀の経済発展の要としての中小企業を位置付けています。

私たちは、日本経済再生の第一歩は中小企業と地域経済の復興から出発すべきであると考えます。東京の地域と産業の発展をはかるために、長期的な視点に立った産業振興の理念「東京中小企業憲章」を制定し、中小企業立国日本の構築に寄与していくことが不可欠と考えます。こうした視点こそ21世紀東京の産業展望を拓いて行くものと考えます。

2、デフレ対策と景気回復最優先の政策推進を

中小企業が地域で取り組んでいる新規事業、事業転換、グループ化、ネットワーク化などの様々な「新しい仕事づくり」を有効な景気回復策として積極的に支援されたい。

観光、余暇、教育、医療、安全性など人間の活動能力の発展をはかる社会的ニーズや防災対策、環境保全、少子高齢化・福祉、地域づくりなどの社会生活の中から新しい内需を誘発しようとする中小企業を支援する地域産業政策を展開されたい。

従来型の公共事業から、環境にやさしく地域を豊かにし、中小企業の知恵と人材が活かせ、地域雇用の増加に結びつく社会基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ転換をすすめられたい。

3、産学官交流を通じた東京の地域的・広域的ネットワークの確立を

工場の海外移転による国内産業の空洞化はさらに進んでいます。都内の製造業は高付加価値製品づくりへの転換を一層迫られています。東京には大学、研究機関が集積しており、これらには膨大なシーズが眠っています。これまで産学官の連携は東京では弱く、地域的、広域的なネットワークの確立が今こそ求められます。当会でも現在地域を軸に16の交流事

例が生れていますが、こうした産学官交流は中小企業、大学、行政が地域や東京の産業の発展、相互の交流による新たな創造へのチャレンジ、地域と社会に役立つ人材の育成など高い立場で持続的交流をするような理念が求められます。産学官交流は、単に技術移転というイメージよりも、中小企業の経営課題や技術テーマを積極的に持ち込むと共に、大学・研究機関の技術開発力や知恵の集積を開陳してもらうための場作りへの支援という視点で当面次のような支援をすすめられたい。

東京に集積する資源を中小企業がさまざまな形で活用できるシステムが求められています。中小企業と大学・研究機関をつなぐデータベース・ネットワークなど交流・支援インフラの整備に努めていただきたい。また、自然エネルギーや文化的資源など地域の固有資源の産業化・事業化に取り組む中小企業を産官学・金融の連携で支援すること。

民間の自主的な産学官交流や連携事業に対し、都として「産学官交流推進プロジェクト(仮称)」を立ち上げ、情報収集を行うと共に交流・連携事業に対し、マーケティング・販路開拓などについてのコーディネートをはかること。また、プロジェクトに技術や事業に対する評価ができる金融機関の代表を含め、可能性のある事業に対する資金調達の道を拓いていただきたい。

大学の理工系施設や試験研究機関が中小企業向けにレンタルラボ(貸し研究室)やレンタルオフィスを提供できるように施設・システムへの援助を企画すること。また、試験研究機関を中小企業が利用する場合の費用低減や試験研究に関わる所要時間の短縮化をはかるなどより利用しやすいものとする。

個別の中小企業が開発したものを発表する「製品説明会」や「研究発表会」の案内・情報発信へのサポート及び大企業や研究機関、大学等への情報発信を東京都の施設・制度を通じて支援されたい。また、海外の国際見本市、専門見本市への中小企業の出展の機会拡大と出展費に対する援助拡充を進めること。

モノづくり人材を育てる製造業中小企業へのインターンシップを積極的にすすめるよう大学や工業高等専門学校、工業高校への指導を強められたい。その際受け入れ当該中小企業に対してインターンシップに関わる準備等への助成・支援制度を設けていただきたい。ISO取得が中小企業の間でも広がっており、取得企業に対する助成金の拡充を行うこと。また、都の助成金を活用した取得企業の異業種交流サロン(情報交換会)の継続実施ならびに既に取得した企業による事例報告会を実施し、未取得企業への啓発をはかられたい。

4、総合的なまちづくりプランの策定を

いわゆる「2003年問題」といわれるようなビル過剰現象の中で、例えば「六本木アークヒルズ」でも地権者との間での新たな問題も生起しています。容積率の緩和・移転や高層ビルを林立させるだけの「都市再生」ではなく、環境、教育、福祉、交通、安全、治安など大都市東京の歴史や景観、機能を踏まえた、総合的なまちづくりプランを推進していただきたい。

凶悪犯罪の多発など都市の治安が急激に悪化する中、都民が安心して暮らせるよう都内の治安対策の抜本的強化をさらにすすめること。とくに、世界都市としての東京という視点から治安や交通など「24時間化」のまちづくりをすすめられたい。

経済及び財政の悪化の中で「首都機能移転」については膨大な無駄遣いといえるが、これまでに移転費用やその他関連費用を拠出している地方自治体にも配慮し、首都機能移転については「10年間の論議凍結」を改めて表明するとともに、まず東京からの経済再生をはかるよう国に要請すること。

防災上や都市の美観からも問題である電柱の地中化事業（新電線地中化計画）の拡充強化をはかること。

5、中小企業の金融環境の安定と新たな金融システムの創造に向けて

金融庁の「金融検査マニュアル」は中小企業金融を人為的に不安定化させています。金融庁検査局から「金融検査マニュアル別冊（案）中小企業融資編」が出されましたが、自己資本比率算出での中小企業貸出リスクウエイトの引き下げ・自己査定における債務者区分について・貸出条件緩和債権などの点について、より安定した解釈、判断とするために、大企業とは別の中小企業向け検査マニュアルをつくるよう国に要請していただきたい。

中小企業の有利子負債は約20年といわれています。中小企業が利用しやすい商品として20年の「長期中小企業ローン」の開発を検討されたい。こうした利用資金が提供されれば中小企業の資金繰りは円滑になると考えます。

都が構想する新銀行の設立にあたっては、担保主義を見直し、中小企業の技術やアイデアを評価する総合評価システムを導入するなど新たな金融システムの創造に向けた検討をすすめられたい。

個人保証問題について、同友会ではすでに5年前より融資の際の個人保証や第三者の連帯保証人のあり方について見直すよう提言しています。現在国でも倒産法制の改正作業がすすめられており、都も「意欲ある人が再挑戦できる社会システムの構築」研究会が発足し

ているが、下記の点について国に要請すると共に都が行っている研究会等でも研究をすすめられたい。

- ・中小企業が倒産した場合、個人の最低限の財産保証をアメリカ並みにすすめ経営者が再起し再挑戦できる条件を法的に整備するため、個人保証の有限責任化を進めること。例えば、倒産後の担保処理後の残債を削除するなどの法的対応をはかること。
- ・当面、包括保証（銀行との基本約定書の代表取締役の総括保証）を廃止し、個別融資についての個人保証にとどめること。
- ・当面、「制度融資」に関する「連帯保証人制度」について、連帯保証人のいない制度融資の一層の拡充をはかること。

私たちが推進している「金融アセスメント法」は、個々の金融機関の営業実態を「地域への円滑な資金供給」や「利用者利便」の観点から公的機関が評価・情報公開をし、金融機関の選択を利用者の判断にゆだねる仕組みとしており、これは、アメリカの「地域再投資法」をモデルとし、公正な取引条件の拡充と地域経済の発展に貢献する金融機関を選択することで、地域や中小企業にとって望ましい金融機関を支援し、育成することを狙いとした法律案です。21世紀にふさわしい金融システムをどうつくるかは東京の産業活性化をはかる上で重要であり、地方分権をめざす東京都にとって金融アセスメント条例の制定は都独自の責務として努力をいただきたい。また、このアセスメント法の成立如何に関わらず都独自の基準にもとづく都内金融機関の情報開示に積極的に取り組んでいただきたい。

6、東京信用保証協会の信用補完機能強化を

保証協会の本来の趣旨は、担保力に乏しい中小企業金融の円滑化をはかり、中小企業を健全に育成するという信用補完機能にあり、特に現下の金融状況下では保証協会の与信供与機能は中小企業の死命を決するといつて過言ではなく、人的・物的担保優先主義から事業性の評価を中心とする保証条件の緩和をすすめられたい。

保証付融資を金融機関が旧債振替に充てないように監視強化をはかられたい。また、利用する中小企業への広報活動も徹底されたい。

中小企業の保証付き融資の貸出条件変更はその多くが当面の資金繰りカバーを目的とした条件変更であり、金融検査マニュアルにもとづく要管理債権とは本来分けて考えられるべきで、条件緩和債権を理由としたペナルティの適用を行わず、継続的な保証に応ずるとともに協会の支社・窓口を始め各金融機関へその趣旨を徹底されたい。

中小企業は保証付融資を利用する 경우가多く協会の制度と実際の融資査定(ガイドライン)

との関係について公開と同時に否認の理由を明確にしていきたい。

代表権がはずれた場合の保証債務について見直しをすすめられたい。

7、各種施策の利用促進をはかるための手続きの簡素化、明確な制度説明

都の各種施策の推進にあたって、中小企業に「知る、知らせる、利用する」ことは重要です。IT環境の整備をさらにすすめ、各種施策の情報収集、各種申請の簡素化や手続きの簡素化・スピードアップ等オンライン化を一層すすめられたい。また、諸施策の明確な制度説明に心がけられたい。

8、都民に役立つ地域密着型工事の拡大

財政危機のなか、ビッグプロジェクト、不要不急の大型工事については繰り延べ、下記のような中小企業や都民に役立つ地域密着型工事を増大し、官公需の中小企業の発注率を60%に引き上げること。従来以上の分離分割発注を守ること。地元中小企業への優先発注を進めること。例えば、公共施設、公立学校の耐震補強、施設改修、駅前保育、学童施設の充実、公立学校の空教室・施設を改修し、グループホーム、老人施設、保育所、住民コミュニティセンター、企業支援に転用すること。また、屋上緑化、雨水利用施設の普及に助成すること、個人住宅の耐震性向上、バリアフリー化、など。

公共入札におけるダンピング業者、不良業者を財務体質、工事体制、実績などで見分けて排除をすすめ、ロアリミットの引き上げなど公正な入札制度のルール確立につとめること。最低限価格を工事だけでなく、物品役務まで拡大すること。さらに、ダンピングの規制のために、例えば地域の最低賃金制なども参考に最低価格のルール化について研究をすすめること。

官公需の中小企業の発注率を60%に引き上げること。大規模発注への逆戻りをやめ、分離分割発注を守ること。地元中小企業への優先発注を進めること。